

令和8年度 集団指導

◎小規模保育事業・事業所内保育事業編◎
＜保育内容編＞

練馬区福祉部指導検査担当課保育サービス検査係



1 人権・虐待防止

保育所等における虐待について

特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第25条)

◇ 保育所等における虐待とは、職員がこどもに行う次の①から④の行為をいう。

① <身体的虐待>	保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
② <性的虐待>	保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
③ <ネグレクト>	保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
④ <心理的虐待>	保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

保育所等における虐待について

① <身体的虐待>

- 首をしめる、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、逆さ吊りにする、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じるおそれのある行為
- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折などの外見的に明らかかな傷害を生じさせる行為

② <性的虐待>

- 下着のままで放置する。
- 必要のない場面で裸や下着の状態にする
- こどもの性器を触る、こどもに触らせる、見せる
- わいせつな言葉を発する、会話する
- ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど

①から④の 行為の 具体例

③ <ネグレクト>

- 健康、安全への配慮を怠っている
- 必要な看護等を行わない
- 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する
- 適切な食事を与えない
- 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す
- 虐待等や不適切な指導を行っている状況等を放置する

④ <心理的虐待>

- 言葉や態度による脅かし、脅迫を行う
- 感情のままに、大声で指示したり叱責したりする
- 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
- こどもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 「バカ」「あほ」など侮辱的なことを言う
- こどもの自尊心を傷つけるような言動を行う（例えば、食べこぼし等を嘲笑する「どうしてこんなことできないの」などと言う）

保育所等における虐待について

令和7年10月1日施行

虐待と疑われる事案を発見した場合

「虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は、速やかに、これを都道府県又は市町村に通報しなければならない」

こととされている。

児童福祉法第33条の12第1項

保育所等は状況を正確に把握するとともに市町村や都道府県に設置されている相談窓口や担当部署に対して、把握した状況等を速やかに情報提供・相談し、今後の対応について協議する必要がある。

〔参考〕 「保育所や幼稚園等における虐待防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

こども家庭庁 文部科学省 令和7年8月改訂

こども一人一人の人格を尊重した適切な保育の取り組み

人権擁護の観点から「良くない」と考えられるかかわりの例

1 子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり

自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して「おしっこでない」と訴えていても、トイレに行くように促す。



自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育士の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。

2 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ

寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友達の布団と離して敷いたりする。



午睡中に話をすることが友だちの迷惑になるかもしれないこと、身体を休めることの大切さを伝え子どもが納得して行動できるよう言葉がけをしましょう。

3 罰を与える・乱暴なかかわり

集団行動をするための言葉がけをした際、言葉がけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言葉かける。



〇〇しないなら、〇〇できない、の言葉がけは、子どもに行動を強要するかかわり、脅しです。子どもが自分自身で考え、行動する力を育むことができるよう、肯定的な言葉がけをして、子どものやる気を育てていきましょう。

4 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり

- ① 「お休みの日にどこに行ったかお話して」との問いかけについて、クラスの子どもたち「全員」に発表してもらう。



子どもたちの家庭の経済状況や環境の違いを理解し、子どもの気持ちに配慮した問いかけを心がけましょう。どこに行ったかを話さなくても、どんな遊びをしたのか、楽しかったこと等でもいいかと思えます。

5 差別的なかかわり

- ① いつまでも泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉使ったらいけない」と注意する。



性別を理由に注意することは、差別的なかかわりです。一人ひとりの違いを認め、かかわりましょう。

不適切な保育を防ぐための保育所等の役割

子どもの最善の利益を考慮した適切な保育を行う
そのために

保育士に対する
教育・研修の実施

第三者評価等を通じた保育士の
気づきの促進

計画作成や
振り返りにおける配慮

不適切な保育が生じることのない
職場環境
及び職員体制の整備

不適切な保育に関する認識の共有のために

- 保育士一人一人が、子どもの人権・人格を尊重する保育や、保育所保育指針等の関係法令に抵触する接し方等について認識し、職員間で共有する。
- 認識を共有するための学びの機会を設ける。
- 日々の保育について、定期的に振り返りを行い、保育士同士で素直に話すことができる場を設ける。

〔参考〕 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

2 事故防止

事故防止のためにも、ヒヤリハット！

例えばどんなこと…？

ヒヤリハットとは、保育の中で職員の「気づき」を集めて事故を予防するためのものです。小さなことでも情報を共有して、同じような関わりをしていくことで事故を未然に防ぐことができます。

「危ないかも…」と気づくことが多いほうが、様々な事故の想定ができます。

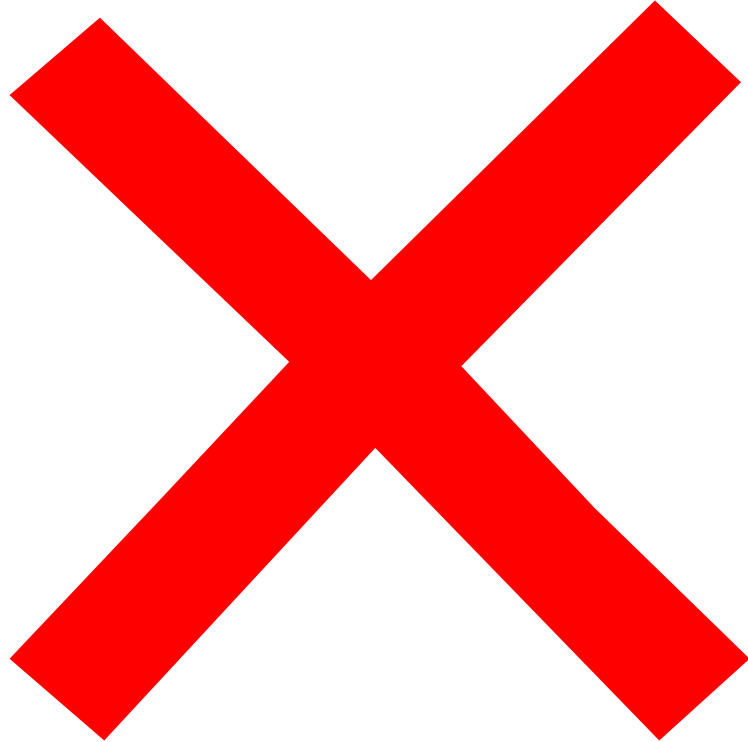
- 保育室に敷いてあるカーペットがめくれている。
⇒ 足が引っ掛かり転倒の可能性あり。
- 玩具などを、なんでも口に入れてしまうAさん。
⇒ 口に入れても大丈夫かどうか、小さい玩具、小物が部屋にないよう気を付けて点検しよう。
- CさんとDさんは、最近そばにいくと手を出すことが多い。
⇒ 二人が近寄ったときは、互いの遊び相手になったり、どうしたら「手を出さないで」あそぶことができるか工夫しよう。また、目を離さず未然に防ぐことも大切である。
- 公園で遊んでいる時人数確認をしたところ、一人いない。見渡すと、少し離れた所で遊んでいた。
⇒ 迷子にはならなかったが、確認がもう少し遅かったら見失いの可能性もある。全体を見渡す監視役の職員が必要である。

クイズタイム!



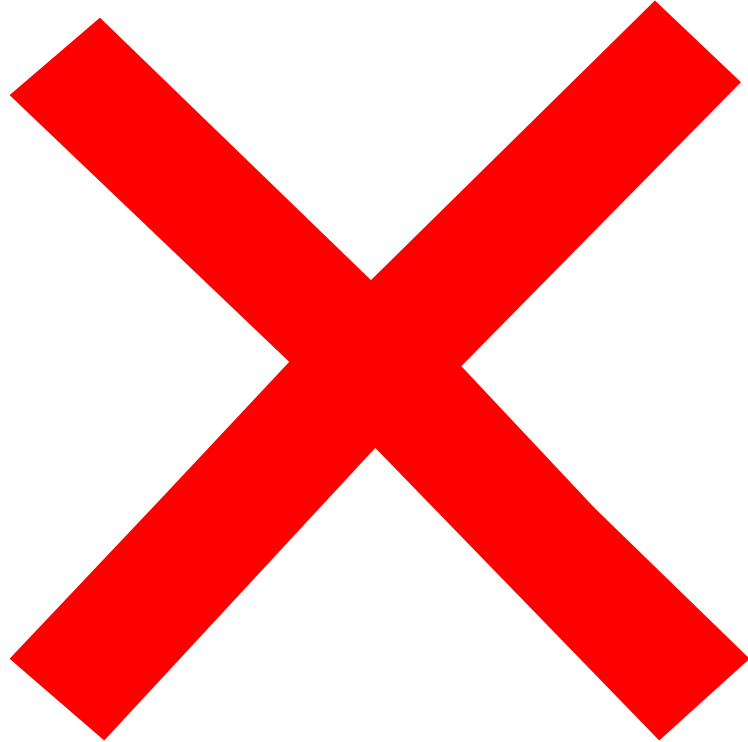
第1問

散歩に行く準備をしている際に
「トイレに行かないと散歩に行かないよ」と
声をかけた。



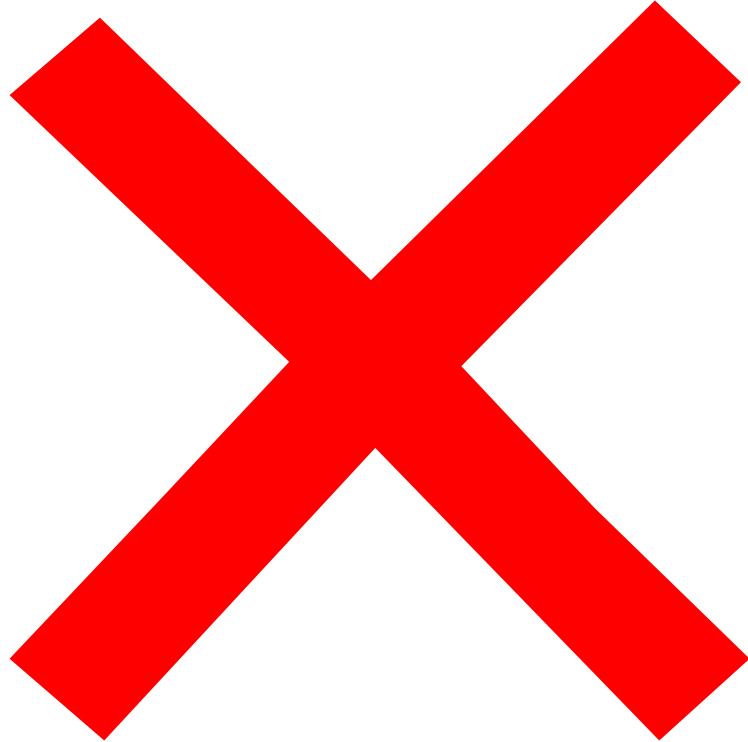
第2問

子どもたちに、道路で車が来たので「壁ペったんして」と言うと、すぐに塀に身体をつけて車を避けられた。
「壁ペったんして」という言葉がけは、
子どもたちにわかりやすいので、よく使っている。



第3問

寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友だちの布団と離したりして、敷いた。





おわりに

これからも安全安心な保育のために・・・

ご清聴ありがとうございました

Logoフォームの
入力・送信をもって
終了です！
忘れずに～！！



受講報告兼アンケートについて

今年度は、Logoフォームでのご回答となります。
実施通知のQRコードを読み込んでご回答ください。

提出×切：令和8年7月13日(月)必着